

令和 2 年度

第 4 回 太宰府市税制審議会

議事録

令和 2 年 1 0 月 2 2 日（木）

太宰府市 市民生活部 税務課

## 令和2年度第4回 太宰府市税制審議会

日 時 令和2年10月22日（木）午前10時00分～午前11時58分

場 所 太宰府市役所 4階 大会議室

出席委員（13名）

欠席委員（1名）

出席職員（13名）

**市民生活部長** 定刻になりましたので、令和2年度第4回太宰府市税制審議会を開会いたします。

本日の会議につきましては、委員14名のうち13名出席ということで定足数に達しておりますので、税制審議会規則第6条の規定に基づき、会議が成立することをご報告申し上げます。

**会長** あいさつ

## 1. 議事

### (1) 答申案について

**会長** それでは議事に移ります。前回までの当審議会における会長、副会長で作成いたしました答申案を配付します。事務局、お願いします。

(各委員へ答申案を配布)

**会長** それでは、まず答申案を読み上げます。事務局お願いします。

**税務課長** 答申案を読み上げ

(各委員が答申案を確認)

**会長** 皆様からご意見、ご質疑などはございますか。

**H委員** 2点ほど意見があるのですが、2枚目の「2. 使途について」のところで、上から6行目の「渋滞対策にもっと活用するべきであるという意見」と記載があるのですが、会議の中で渋滞緩和の問題というのは、結果を出せるものではないという意見も多々あったかと思しますので、そこを反映させていただきたいと思します。

**会長** 具体的に、どのようにすればよろしいですか。

**H委員** そういう意見もあったと記載していただければよろしいかと思します。この内容でいくと、その話が無かったようになってしまいますので、実際にそういった意見もあったということを、どこかに反映していただきたいと思います。

**会長** どのような文言を希望していますか。

**G委員** 「歴文税では十分に解決できないという意見があった」という言葉を入れてもらいたいということでしょう。

**H委員** 歴文税では渋滞問題の解決はできないという声があった、ということです。

**G委員** 「解決できない」だけでは意味が強すぎると思します。だからちょっとクッションを置いて。

**会長** 歴文税には十分期待できなかつた。これでは強すぎますかね。

**G委員** 実際、歴文税を使っている正月の交通整理など、効果があっているのですよね。交通規制しているときは、うちの五条近辺ではよく流れるのですよ。1月はね。ところが、何もやってないときは、やっぱり交通渋滞になるのですよ。だから、効果が全くないのではないと思します。

**H委員** 効果がないではなくて、渋滞緩和の対策については歴文税だけでは解決できるものではない、ということです。

**E委員** よろしいですか。現状は、歴文税は、すべての渋滞対策は、かなりの金額が必要でしょうけども、歴文税においては、これらに関する調査とか、そういったものを踏まえたお金等は担保しているわけですから、これを踏まえたうえで議論してください。

**副会長** 確かに文章的には、後ろのほうで今おっしゃったように「歴文だけでは渋滞対策の解決には結びつかなかった」ということをおっしゃって、そういう意見もありましたので、なにかしらそういった文章、肯定型、否定型、後半のほうで、「また、これからは歴史と文化の環境税を充当すべき事業を精査すべきではないか」という意見などがあつた。」中に、どこかに否定的な意見を入れるなり、やっぱり、ゴーでなくて否、という意見もあつたということをお答えですから文章として残したほうがいいのでは。

**会長** わかりました。2つ目をどうぞ。

**H委員** 3ページ目、3行目ですが、「本年は一転新型コロナウイルスの影響で観光客が激減し、市民生活にも深刻な影響を及ぼしている。」というところの、「市民生活にも」というところに関しては、「市民生活や特に駐車場事業に」というも文言に変えていただきたいと思います。

**副会長** 私も一緒に答申を読んで作ったのですが、この部分ですが、「新型コロナウイルスの影響で観光客が激減し、」で1つ切れます。それと「市民生活に影響を及ぼし」というのはつながらないです。文章的には新型コロナウイルスの影響が市民生活にも影響を及ぼしということをする予定だったのですが、文章としてこれではつながらないので、少し時間をいただいて考えさせてください。

H委員が言われたように、「市民生活にも深刻な影響を及ぼしている。」ではなくて、「市民生活や駐車場事業者にも」に。でも、市民生活がどこのつながるのかがちょっとピンとこなかったの。

**E委員** 抽象的に市民生活という用語を使っているが、「など」という言葉がずっとここで使われているわけですから、「など」という言葉を使えば分かりやすいし、「などにも」要するに「及ぼしているともいわれている」くらいの感じでしょうか。固定的な名称を必要はないのではないのでしょうか。いかがでしょうか。さっきから「など」というのがけっこう使われていますので。「など」の中に入れてしまえば、それらを付度させるような表現になって、良いか悪いかは別ですよ。そのような用法もあるだろうと。

**会長** 「など」を入れるということで、「市民生活、駐車場事業者」をなどの中に入れておくとか。

**L委員** 「など」では実際分からないのではないのでしょうか。我々はここで議論しているから分かりますけども、「など」では誰か分からないのではないのでしょうか。

**副会長** 広くいえば「市民生活や駐車場事業者などにも深刻な」というような並列的になれば、今、L委員がおっしゃったことが理解できるかと。確かに「など」といったら広がればいくらかでも考えられますし、今回文章にもありますように駐車場事業者さんにたくさん迷惑をかけているということで、税収が減っているということもわかりますので、「市民生活や駐車場事業者などにも」という表現であればいかがでしょうか。

**会長** うなずいている方が多いようですので、それでいきたいと思いますが。

**M委員** 「観光客が減った」という文言が前半にありますよね。それで観光客が減って、じかに影響を受けているのは誰かといったら、駐車場事業者なのです。だから駐車場事業者を先に書かないと、ちょっと意味がない。直接的に受けているのは駐車場事業者だから、「駐車場事業者や市民生活に」というふうにしないと、駐車場事業者という言葉が明確にいれないと。

**E委員** 「駐車場事業者その他」に入れたら、「その他」は前を包括することになるし、まあ、「その他」でもいいのですが。そこのところを強調するのであれば、表現と

してはそのほうがこのまま生かすことができる。

**M委員** 「市民生活」という言葉を入れなければいけないのか。関係ないのではないかと思いますから、さっきE委員が言われたように、「駐車場事業者など」という言葉を入れておけば、「など」が広い意味にとれるのではないかと。

**会長** 「市民生活」を省きましょうか。どうでしょうか。

**副会長** そうすると断定的に、実際に影響を及ぼしているわけだから。あっても良いのではないかと思います。

**E委員** 「市民生活」というのは、みんなに影響を及ぼしているわけですから、「市民の生活、駐車場事業者、その他」といえば、駐車場事業者が表に現れて、「その他」がほかにもいるよと、「の」を入れれば例示となりますけども、「駐車場事業者、その他」とすれば、法律的には他にもあるということですからあまりこだわりませんが。

**D委員** 商店街の中にも、かなり雇い止めになっている地元のパートさんがおられるのですよ。だから市民生活にも大いに影響していますよ。

**E委員** だから「など」のほうが、全部に及ぶだろうと言っただけの話ですから。

**会長** 「駐車場事業者、その他」、市民を入れますかね。

**G委員** 「市民生活」でいいのではないですか。広く包含しているわけでしょう。そこにはいろいろな事業者とか観光事業者、あるいは生活している人も影響を受けていると。

**副会長** 並列的に「駐車場事業者や市民生活などにも」と、表現を並列的に書かせていただくことでよろしいでしょうか。

(委員から同意する声あり)

**E委員** H委員はそういうかたちで良いのですか。

**H委員** 私は「駐車場事業者」という文言が残ればいいです

**会長** ほかにございませんでしょうか。

**副会長** 文言の訂正ですけども、E委員からご指摘いただきましたが、文章の中に「など」と「等」で、平仮名と漢字が入り混じっていますので、これを平仮名の「など」に統一させていただきたいと思います。法律用語では「等」を使いますが、答申ですから平仮名の「など」にいくつかありますが置き換えさせていただきます。ご理解ください。

**会長** ほかにございませんでしょうか。

**E委員** 先ほどの2番目のH委員の分は、一度精査されて、もう一度出されるのですか。

**副会長** そうですね。正式な答申を作る前に、案の案を作らせていただきたいと思います。お時間をいただきたいと思います。

**会長** それでは休憩をとります。事務局に答申案を修正していただき、10時45分から再開したいと思います。

——— 休憩 午前10時35分～10時46分 ———

**会長** お待たせしております。皆様の意見をもとに答申書案を作り直しております。間もなく皆様のお手元に配られるかと思います。

(事務局より各委員へ答申案を配付)

**会長** それでは修正のあった点について読み上げたいと思います。

2ページ目、使途についての6行目ですね。「渋滞対策にもっと活用すべき

であるとの意見や反対に渋滞対策は歴史と文化の環境税だけで解決できる問題ではないとの意見、」というように修正しております。

それから3ページ目の上から3行目のところ、「観光客が激減し、駐車場事業者をはじめ市民にも深刻な影響を及ぼしている。」というように修正しております。よろしいでしょうか。

(委員から「はい」の声あり)

**会長** ほかにご意見ありませんでしょうか。

**M委員** ちょっと別の点ですが、今のところで「や」を入れているでしょう。こういう意見があった、こういう意見があったというのだから、そこだけ何で「や」で繋がらないといけないのですか。

**副会長** 個々の意見というかたちで捉えれば、「や」をとって「、」で繋いだほうがいいですね。

**M委員** それが正当だと思います。

**会長** M委員の意見を採択したいと思いますが、いかがでしょうか。

**J委員** どれになるのか言ってもらっていいですか。

**副会長** 「渋滞対策にもっと活用するべきですとの意見、反対に渋滞対策は歴史と文化の環境税だけで解決できる問題ではないとの意見」というかたちで。「や」をはずして「、」を入れるだけです。

**会長** ここで答申に移りたいと思いますけども、ご意見はございませんでしょうか。

**J委員** 小さいことですが、さっきの分の「反対に」という部分がありますけども、その「反対に」が必要なのですか、不必要でないかと思いましたので。

**会長** いらないですね。

(各委員より同意する声あり)

**会長** ここで答申に移りたいと思いますけども、ご意見はございませんでしょうか。

それでは、「や」をはずして「、」にするという訂正分を修正しまして、(案)をはずした正式な答申を作成します。それを今から時間をいただいて作ります。

それで休憩後、始まった時点で、そこだけ確認していただいて、それで答申という流れでさせていただければと思います。

**会長** はい。それでは、休憩としまして、11時35分から再開いたします。

——— 休憩 午前11時25分～11時35分 ———

(訂正した答申の確認)

**市民生活部長** それでは再開いたします。これからは事務局のほうで進行させていただきます。

ただ今から令和2年度税制審議会の答申をいただきます。

## 2. 答申

**会長** 「答申」読み上げ後、市長に手渡し。

**市民生活部長** ありがとうございます。それではここで、市長より委員の皆様にお礼のごあいさつを申し上げます。

**市長** あいさつ

**市民生活部長** それでは、令和2年度太宰府市税制審議会を会長からのごあいさつをもって閉会といたします。

**会長** あいさつ

——— 閉会 午前11時51分 ———